

十二月一日（月曜日）

宮 小 沢 田 宮 山 豪 浅 千 石 高 依 ほ 宮 松 吉 の
か ぐ
嶺 林 田 由 杏 田 二 川 田 沢 山 田 り 野 平 村 ち

十八番十九番二十番二十一番二十二番二十三番二十四番二十五番二十六番二十七番二十八番二十九番三十番三十一番三十二番三十三番

関板山高海浅品上岡松白名田市金
川倉本山津田田崎丸石取中村子

なおき てるよし やすとし としかね け 美 一 泰 敦 保 ひ ゆ 義 昌 英 顕 一
さ 千 代 仁 三 子 雄 で き こ 顕 史 行 一
子

午後一時五十九分開議

○議長（市村やすとし） ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（市村やすとし） まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

十四番 田中香澄 議員
二十九番 海津敦子 議員

を指名いたします。

○議長（市村やすとし） 次に、日程の追加について申し上げます。

資料、議事日程・追加議事日程のとおり、六件を本日の日程に追加いたしました。

○議長（市村やすとし） これより、日程に入ります。

日程第一、一般質問を行います。

〔豪一議員「議長、十一番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 十一番豪一議員。

○豪一議員 自由民主党文京区議会を代表して、主に文京区のまちづくりについて質問いたします。

我が国初の女性総理、高市早苗内閣総理大臣の所信演説の冒頭では、今の暮らしや未来の不安を希望に変え、強い経済を作る、そして、日本列島を強く豊かにしていく、世界が直面する課題に向き合い、世界の真ん中で咲き誇る日本外交を取り戻す、国家国民のため、政治を安

定させる、政権の基本方針と矛盾しない限り、各党から政策提案をお受けし、柔軟に真摯に議論する、国民の皆様の政治への信頼を回復するために、改革にも全力で取り組む、それが国家国民のためであるならば決して諦めない、これがこの内閣の不動の方針です。そう、リーダーとしてふさわしい、力強く多くの国民に夢と希望を与える演説であつたと私は感じました。

我々文京区議会自民党もしつかり襟を正し、文京区の更なる発展と区民ファーストの政策、それを裏づける知識力向上のための努力を惜しまないこと、区の更なる発展を導ける議員となる努力を惜しまないことを誓います。

そして、文京区、区民のためであるならば決して諦めない、しっかりと会議、委員会で各会派の提案や意見、御指摘に耳を傾け、柔軟に真摯に向き合い、熟議することを誓います。

高市内閣の所信で大きく掲げた十個の政策の中でも、私が区に確認したい、三つの関連する政策について、本日質問させていただきます。区長、教育長、区の将来と区民の幸せを思つた、誠意ある答弁に期待いたします。

まずは、高市内閣が一番に掲げた経済政策に関する、そして、国土強靭化について、最後に、地方と暮らしを守るに関連して質問します。区の各所管の働きには日頃より感謝しております。勤勉な取組は高く評価しています。区は庁議などを行い、縦割りと言われる部署ごとの横串を刺す連携を目指しているところかと思いますが、私には、連携ができるいるのか疑問が生じるケースがあります。これらについてお伺いします。

文京区の発展のために、点から線、線から面へつないで広げる重要な

性についてです。

経済に関して、区の主たる主管、経済課では、文京区商店街連合会と連携した取組や、多彩な中小零細企業への経済政策を手掛けています。例えば、区商店街連合会では、共通デジタル商品券の発行事業を行っています。区内対象事業者にとりましては、特需のチャンスです。区の歳出当初予算二億四千万円を計上し、区内にぎわいをもたらす、プレミアムチケットに代わる事業です。

経済課所管を点として考えた場合、点でやるべき事業としての効果は大きく、区内からも大いに評価されているところです。

区内の事業者、商業が更に発展する環境づくりという考え方をすれば、区の所管も、経済課だけではなく、横に広がりが必要なはずです。例えば、文京区では現在、湯島地区の再開発についてワークショップを開催して地域の声を拾い、方針を定める過程にあります。再開発後の湯島は、場所柄、期待も大きくなります。

なぜ場所柄、湯島に期待が大きくなるのか、それは、上野エリアと隣接しているからです。

少し話がそれますが、日本政府観光局（JNTO）が公表している二〇二四年の統計では、訪日外国人は三千六百八十六万九千九百人で、そのうちの五一・五%が東京に来ていることが分かります。

産業労働局のデータでは、二〇二四年の観光消費額は、日本人旅行者の観光消費額は約五兆五千百三十七億円で、対前年比二二・九%増、ラグビーワールドカップのあった二〇一九年度比一五・五%増、過去最高です。外国人旅行者の観光消費額は三兆九千六百二十五億円で、同四三・六%増、同二二三・四%増、過去最高、全体としては約九兆四千七百六十二億円で、同三〇・八%増、同五六・九%増、過去最高でした。

東京の中でも訪日外国人に一番人気の高い観光地が、上野、浅草エリアです。旅行誌などでも、当然、上野、浅草エリアの特集は欠かせない人気ぶりです。

ここで話は戻りますが、この日本でも最も人気のある観光地、国際空港から京成スカイライナー利用で約四十分で到着する京成上野駅、訪日外国人のランドマークとも言える上野に隣接しているのが、正にこの湯島地区なのです。

更に言うならば、皆さん、上野二丁目と湯島三丁目、区境はどこなのか知っていますでしょうか。行政の地区割りはあっても、観光地、繁華街としては、湯島天神下の交差点まではほぼつながっているのです。

ここで質問なのですが、この度の湯島地区のまちづくりに関しまして、隣の台東区とは情報共有がどのようにされているのか、具体的にお聞かせください。

エリアマネジメントとして、隣接自治体との情報共有、利害関係者とのエリアマネジメント作成等は大変重要で、地域の未来を切り開くチャンスでもあると考えます。

区は、商業地域や準工業地域にマンションを開発する際は、にぎわい創出のために、一階部分の床面積の二分の一以上を店舗、事務所、工場の用途にすることを努力義務化を九月より施行しましたが、もつと早くからやつてほしかった。

私は十年前から、区に対して、商店街の衰退を防ぐために、商業系用途地域の一階の店舗附置義務を訴えておりましたが、かないませんでした。

この度の決定では、主たる目的は、増える人口対策抑制と商店が途切れないとぎわい創出と理解していますが、区内産業、中小企業、に

ぎわい創出のためならば、近隣商業地域にも適用するべきだと考えます。

理由は、区内近隣商業地域を見渡すと、雰囲気の良い小規模の店舗が活躍している反面、民泊などの用地として、住宅系地域より容積が増えやすい近隣商業地域が現在ターゲットとなっています。住居として建築する案件が多く、民泊物件として取引されているケースが増えているからです。商業としてのにぎわいが失われ、民泊管理会社の管理不行き届きによる近隣住民への不安を抱かせるケースも増えているのです。

近隣商業地域にも努力義務を付加することにより、増加する民泊の抑制ができると考えます。土地建物の民泊投資は、全戸住居がほとんどなのです。民泊管理会社は基本的に民泊のみを管理するものであり、管理会社も異なる宿泊と店舗を混在すれば、複雑化します。現在の民泊投資では対応が難しくなるのです。したがって、商業、近隣商業地域、準工業地域に対し努力義務を課した方が、より良い対策になると私は考えるのです。

検討していただけないでしようか。お伺いします。

残念なのは、十年前から区に訴えておりましたが、湯島天神下の交差点に、湯島商業地域のへそとも言える場所に、一階に店舗のない、配慮ない区分所有建物が竣工してしまったのです。なぜもっと早く努力義務を施行しなかったのか、伺います。

不動産の投資価値の高い現在の文京区では、用途に合致した使用的制限について考えていかなければ、それぞれの用途らしい魅力が損なわれ、やがて区のビジュアルのイメージが変わってしまうでしょう。時代とともにニーズも変わますが、投資目的の味気ない、魅力のないまちにならないよう、現実を真摯に受け止めていただきたいとお願

いいたします。

今までの流れは、区のまちづくり、経済政策の基盤づくりとして伺つております。

この度の湯島地区の再開発でいう北東地区、この北側にある仲町通り、それを挟んで北側は台東区です。更に三十メートルほど北の不忍通りを挟んで、都立上野恩賜公園、不忍池がございます。一年中観光客でにぎわっています。

是非、管轄する東京都や台東区と連携して、湯島へと橋渡しするプロジェクト、上野恩賜公園からデッキで結ぶことにより、観光客の動線を湯島に広げ、湯島天満宮や旧岩崎邸庭園、商店街へつなげたいのですが、区の取組で、現在こういった構想等、考えはござりますか。伺います。

また、このような考えが現在ない場合、今後検討していただけるか伺います。

湯島地区の皆様にとりましては、観光客の増加は大歓迎であり、交通アクセスの向上や地域のにぎわい、地域の担い手、安心・安全は大変重要な課題と認識しているようです。

都立公園と上野をより健全にバリアフリーで結ぶ、つなぐことで、より湯島地区のにぎわいが出ると思いますが、区の意見を伺います。こういった自治体を越えたエリアマネジメントは大変重要であり、渋谷区と新宿区や新宿区と豊島区、中央区と港区、中央区と千代田区等、自治体をまたいだエリアマネジメントは行われています。

現代の再開発事業では、開発デベロッパーは、再開発後、にぎわいや、新旧住民をつなぐイベントを開催することが注目を集めています。後楽二丁目地区や湯島三丁目の再開発プロジェクトで、地域の願いがかなうにぎわいを創出する新たなイベント等で地域が活性することを

願います。

私の質問では、区内外でのまちづくり、エリアマネジメントについて伺っていきます。

現在、後楽地区では、東京都、文京区、千代田区、新宿区、JR、東京地下鉄株式会社等で、飯田橋駅周辺基盤整備方針検討会を設置し、大規模な再開発に備え、準備しております。

やがて後楽地区は、三井を中心として開発が想像される水道橋駅方面への再開発の広がりを見せるでしょう。区は率先して連携し、JR水道橋駅から東京ドーム、神田川をどのように演出するかを含め、考える必要があるでしょう。

都立小石川後楽園、東京メトロ丸ノ内線の後楽園駅、礒川公園、既に築三十年を超えたシビックセンター、老朽化している講道館までを視野に入れた一帯のエリアマネジメントを、早い段階から、都や三井、JRや東京メトロ、講道館などと始め、区内に夢と希望を与える次世代のエリアを創造するべきです。

そういう新たな風は、区の発展を後押しし、区の諸課題解決のための足掛かりになると思いますが、区の見解を伺います。

区の財政を後押しする国の財政も後押しする、経済的効果と完成時の区への果実は計り知れないと考えています。

経済のみならず、エリアマネジメントは、区の諸課題解決、国土強靭化への第一歩となります。

次に、エリアマネジメントと地政学について質問します。

ランドパワーを持つ中国が、一带一路という、陸路（一带一路）と海路（一路）から成る、巨大経済圏構想を進めています。侵略による領土拡大とは異なりますが、ランドパワーの中国がシーパワーも手に入れようとしている構図であり、地政学の定説を覆す結果となるかどうか

注目されていますが、ないものを克服して強化するという考えは重要です。

文京区内の地域で考えた場合もそうです。このエリアでは何が足りない、課題を整理し、機会をうかがい、チャンスがあれば好機を逃さず必ず完遂することが、区の発展や区内サービス、安心・安全につながるでしょう。

このように、区の諸課題、地域の課題を整理し克服するためには、地域関係者の幅広い声、行政各部署が持つ区の課題等、地域と行政の各部署での横串が刺さっていることが重要と考えます。行政内の横断的なニーズ、プラス地域のニーズであると私は考えます。

行政の職員は、様々な部署、すなわちジャンルで区の諸課題に取り組んでいるわけですから、区に何が不足しているのか、不足を補えば区内にどのようなサービスが提供でき、区内の安心・安全や健康、福祉等、サービスの向上につながるのか、分かっているはずです。

しかし、行政の横串が刺さっておらず、大きなプロジェクトが一部又は少数の部署で行われていれば、地域の方々に、そのプロジェクトの前提として、対象地域の課題や区の諸課題克服に向けたレクチャーが十分にできないでしょう。それを前提とすることが、区内の安心・安全や健康、福祉等サービスの向上につながると考えるのです。その上で、地域の声を照らし合わせて事業の方針を決めていくべきだと考えます。

昨年の私の一般質問においても、千駄木小学校、文林中学校、千駄木幼稚園等改築では、約二万平方メートルという敷地が、多くの区の課題を克服する千載一遇のチャンスである、妥協は許さないと言わんとする私の思いを語りました。

十月三十日に発行された改築だよりは大変すばらしく、それだけを

拝読すると、地域のニーズをしっかりと取り込んだ、夢ある施設になるものと受け取れます。

しかし、私には、これで本当に安心・安全で区の諸課題を解決しているより良いプランなのか疑問が残るので、質問させてください。

まず、文林中学校と千駄木小学校の境を明確にしている区道についてです。

ワークショップを約四年にわたり開催しておりますが、参加者からも、当初からこの区道は残す前提で話が進められてきたと聞いています。

国が掲げる国土強靭化に積極的に努めるべく、地方行政として、当該地域が東京都の木密の整備地域に指定されているにもかかわらず、緊急車両や燃焼拡大防止用のための細街路拡幅対策案が出なかつたのはなぜか、お聞かせください。

私は、都市計画変更の審議を経て、現行の道路を廃止、必要な用地を購入し、学校敷地の周りに新たに道路を配置すれば、道路を気にすることのない、より自由でバリアフリー、学校関係者が安心で安全な設計プランが入れられたと考えます。

また、細街路は改善が進み、緊急車両の通行の領域が広げられたと考えております。都市計画はなぜ書けなかつたのか、当時、地域整備課や防災課はどのようなアドバイスを要求したのか、伺います。

また、改築だよりでは、AからDの四案のうち、B、C案の二つに地域ニーズが絞られたと計画が進んでおりますが、現在交渉中の隣接地の買収に成功した場合、土地の活用の可能性が広がり、設計プランも当然変わるはずです。これは、良い意味での施設の活用の可能性が広がるわけです。

私は、もっと早く所管に隣接地の方々へのヒアリングと交渉をする

べきだつたとずつと言つてまいりましたが、交渉が遅れたのはどうしてでしょうか。もっと早く交渉に入つていれば、昨年行われたプロポーザルには交渉中の用地も含めた敷地で募集できたのではないかと考えます。

今後、交渉中の用地が活用できる場合、遠回りをしてでも公にプロポーザルを再開するべきと考えますが、区の見解を伺います。石本案はすばらしいと思いますが、ここは公に再開するべきだと考えます。

また、交渉中の用地取得が現実となつた場合、サッカーやラグビー、野球、ソフトボールなど、フィールドスポーツができるグラウンドが、ぎりぎりですが入ります。

地政学を当てはめても、文京区では小石川運動場の予約が厳しく、諦めている団体が多い現状です。公式グラウンドが必要な面積は約八千平方メートル。区で用地取得のチャンスはないでしよう。区の南側には小石川運動場、北側に六義公園運動場、西側に目白台運動公園がありますが、東側にはありません。現実にすることにより、小石川運動場の渋滞は解消され、区が率先して応援する東京ユナイテッドFCも、より小石川運動場が使用しやすくなるのではないかでしようか。

交渉中の用地が取得できた場合、財政出動があつてもプロポーザルを新たにするのか、現在の設計者に変更プランを修正させるのか、お聞かせください。

また、所管のみならず、区ではグラウンドの供給について現状どのように捉えているのか、グラウンドが増やせる好機についてどのように考えているのか、お聞かせください。

先ほど都市計画について話しましたが、当該改築用地の用途変更のみすることにより、区のスポーツ施設も併用できます。プールの開放やジムなど、有効活用することは多くの近隣住民の賛同が得られるは

ずです。そういった可能性を初めにワークショップ参加者に広く周知しなかつたことは大変残念に思えます。

区民のためならば決して諦めない思いで、行政の皆さんと本事業について最後まで意見交換してまいります。是非、区の諸課題を念頭に、柔軟な対応をお願いいたします。

次に、公有地取得についてお伺いします。

ここ数年の文京区の公有地取得に対する姿勢は高く評価いたします。二十三万人を超える人口に対して公有地は決して十分ではないであります。最近では、大塚四丁目の東邦音楽大学所有地を取得しました。

貴重な基金を取り崩すことなく、事業用として、金利は、低金利の現在においても、事業用は市中が2%からです。一・八%での新たな百三十八億円の起債は評価させていただきます。

現在、起債の合計額が三百二十億円ということですが、区の予算規模、基金残高状況を踏まえ、あとどれくらいの起債ができるのか、考えているでしようか。文京区の財政力指数は高く維持していると理解しておりますが、あとどれくらいの起債が起債の健全と見込んでいるのでしょうか、お聞かせください。

しかし、懸念もあります。二〇二二年の区内住居系不動産坪単価と

現在の単価を比較すると、約三割上昇しています。景気の影響は大きく、需要があれば不動産は高くなり、そうでなければ下落します。

二〇〇八年のリーマンショック以降、二〇一二年辺りから都心不動産は緩やかに上昇し、ここ数年は、場所によってバブル期を超えるほど価格上昇もしています。バブル期経済との違いは、住居系用途地域の海外資本投資であると私は考えます。

平成バブル期は、商業系地域や一部のレジヤー地域にこそ海外資本

が投資されたものの、現在のような住居系用途、分かりやすく言うと、文京区の住宅街のような場所に多くの海外資本は投資されていなかつたのです。

現在のように、不動産取得の競合が国際的になる場合、不動産への価値観が全く異なるため、対策を考えた上で、区民の福利厚生のために用地獲得をしていただきたいとお願いいたします。

このような不動産を取り巻く時代の背景ですから、区民の需要にも応えていなければならぬ行政の役割として、慎重に公有地獲得を目指していただきたいと考えますが、今後も公有地獲得等の予定がございましたらお聞かせください。

最後に、区と国際バカロレア（IB）機構との連携事業である、世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトについてお伺いします。

文京区では、本年七月に、世界で通用する大学入試資格（国際バカロレア資格）を習得できるプログラムとして有名なIB機構とシンポジウムを共催しました。

シンポジウムでは、IB機構総裁が登壇し、AI時代にこそ必要な教育をテーマに基調講演が行われました。そして、教員研修も始まり、文京区としても新たな気付きがあり、視野が広がる機会になったものではないかと私は考えています。

その考え方や理念は、教員が正に文京区の学業のイメージとして求められるプログラムで、未来の責任ある行動を担うための能力やスキルを身に付けることを目的としたものです。世界で通用する高い国際的学力の当該教育プログラムには大いに期待するところです。IB機構とのパイプをつないでいただいた区長には感謝いたします。

一方で、この度の区とIB機構の窓口となっている方が、IB教育推進コンソーシアムのウェブサイトで注意喚起の対象となつている非

公式サービスを提供しているとの指摘が、令和七年十月十六日の令和六年度決算審査特別委員会でありました。この点の事実関係について、区にお伺いします。

また、この方がＩＢ機構内で問題視され、通常のラインに属するものではないとの指摘も同日の決算審査特別委員会でありましたが、区としての認識をお聞かせください。

私の質問は、事実を確認するとともに、公聴の場で一個人の名前が出来ることについては、その重大さを考えて発言しなくてはならないと、いう我々議員への注意喚起であります。公に個人の名前をさらすことが相手の人生にどのような影響を及ぼすか、民意を担い、信託された者として、よく考えて発言する必要がある立場にあると考えるからです。

また、発言責任も問われるべき職務であることを忘れてはいけないと考えます。

私としては、こうした点を丁寧に確認した上で、大いに期待したい本プロジェクトが、文京区の教育の課題解決へつながり、子どもたちが地域社会、更には世界の平和に貢献できる人材へと成長してくれることを期待しています。

令和六年七月に迎えることができた丹羽恵令奈教育長ですが、大変な重圧の下なのか、余り笑顔が見られないようです。国際バカロア教育の成果を上げ、誇らしげな笑顔が見られることを期待しています。

我々は、目の前の仕事に常に向き合い、良い方向へ進めるよう務めているのですが、広い視野で物事を考え、夢見ること、夢を見させること、夢を追い掛けることの大切さを忘れない。私がお世話になつた会社、サントリーエンターテイメントの鳥井信治郎の口癖は「やつてみなはれ」でした。そう、よく先輩社員から聞かされました。

残念ながら、現代には、何かあるとすぐたたかれ、炎上する時代ですが、そういったトライアンドエラーの精神こそが人を育て、事業の厚みや深みを育むものだと思います。

夢大きく、更なる区の発展を祈念して、一般質問を終わります。
御清聴ありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○議長（成澤廣修） 豪一議員の御質問にお答えします。

最初に、まちづくりに関する御質問にお答えします。

まず、湯島三丁目における他区との情報共有についてのお尋ねですが、現在、湯島三丁目北東地区では、地区の将来像やまちづくりの方針を定める基本方針の策定に向けて、地域の方々と検討を行つております。

台東区との連携については、台東区が策定した上野地区まちづくりビジョンとの整合を図るなど、情報を共有しながら、にぎわいの連続性を創出するよう検討を進めてまいります。

次に、商業地域等一階部における施設附置の努力義務化についてのお尋ねですが、新たな規制については、昨年度の都市マスタープラン見直しの経過を踏まえて導入したものです。

幹線道路沿いの、比較的大規模なマンション開発が行われる可能性が高い商業地域や準工業地域において、一階に店舗や事務所等の事業所を設置する努力義務を課す規定を、本年九月より施行しております。近隣商業地域への適用については、規制導入の効果も踏まえ、必要に応じ検討してまいります。

次に、湯島地区の将来像等についてのお尋ねですが、湯島三丁目北

東地区の将来像の検討では、議員御提案の計画はございません。

また、都市マスター・プランにおいて、隣接区との連携を図りながらまちづくりを検討することとしていることから、本地区においても、上野・御徒町を始めとした周辺地区等からも人が訪れる魅力のあるまちづくりを目指し、バリアフリーについても配慮しながら検討を進めています。

次に、水道橋駅・後楽園駅周辺のまちづくりについてのお尋ねですが、この地域は、昨年度見直しを行った都市マスター・プランにおいて、新たに小石川都市交流ゾーンとして位置付けております。

文化・スポーツ・娯楽・行政・教育などの多様な高次都市機能の向上・連携を図るとともに、交通利便性の高さを生かした業務地・商業地に加え、にぎわいや緑を生かした公共空間が形成されるよう、誘導してまいります。

次に、文林中学校と千駄木小学校に関する御質問にお答えします。

まず、区道についてのお尋ねですが、千駄木五丁目については、都の防災都市づくり推進計画により整備地域に指定されています。

区は細街路拡幅整備事業による道路拡幅や耐震改修促進事業など、修復型事業によって木密対策を行っており、当該事業の推進に努めてまいります。

また、都市計画の手法によって道路の見直しを行うには、学校改築に関係する道路だけでなく、より広い範囲の課題解決につながる計画となるよう、まちづくりの方針を定めた上で事業化する必要があります。

方針の策定には地域の方々との丁寧な合意形成も欠かせないことが、事業期間は長期にわたることが想定されます。したがいまして、学校改築の計画に合わせて基盤整備型事業による道路整備を行う考え

はございません。

次に、グラウンド用地の取得についてのお尋ねですが、小石川運動場を始め、屋外運動施設の利用ニーズが高いことは承知しております。

今後とも、スポーツ関連施策を始め、行政需要を十分に踏まえ、区における施策の優先順位の中で、用地の利用方法について検討してまいります。

最後に、公有地の取得に関する御質問にお答えします。

まず、特別区債についてのお尋ねですが、財政運営に対する公債費負担の影響度を測る指標として、公債費負担比率が用いられており、一般的に一五%が警戒ラインとされています。

本区の昨年度決算における数値は〇・六%であり、特別区の平均と比べても極めて低い水準にあるため、一定の健全性が維持されているものと考えております。

なお、区の財政状況は、経済情勢や財政需要の影響を受けやすく、また、近年の特別区債残高の増加傾向も踏まえると、毎年度の予算編成において、発行利率や歳入見通し、基金残高等などを総合的に勘案し、具体的な起債額を慎重に判断する必要があると考えており、起債の許容範囲をあらかじめ具体的な額として示すことは難しいものと認識しております。

次に、取得予定の用地についてのお尋ねですが、現在、区立保育園の改築時の仮園舎敷地として、根津二丁目の民有地の取得に向けた検討を進めているほか、区内介護施設の改築等の一時移転先として、大塚四丁目民有地及び建物の取得に向けた検討を進めています。

また、本駒込二丁目国有地についても、取得に向けて国と協議を進めとともに、喫緊で対応すべき行政課題に対応するため、地域の方々の意見を丁寧に伺いながら、活用方法を検討しているところです。

引き続き、行政需要を十分に踏まえた上で、用地取得の必要性を見極めて、必要な土地を確保できるように取り組んでまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、千駄木小学校等改築についてのお尋ねですが、千駄木小学校は、施設全体の老朽化が進んでいることに加え、今後の多様な学習内容、学習形態への対応が難しくなると考えられることから、児童を取り巻く教育環境の早急な改善が必要です。そのため、令和六年度、隣接する文林中学校、千駄木幼稚園との一体的な改築の方針を定めたものです。

学校敷地と接する土地は、工事期間を含め影響が大きいことから、所有者へは整備方針策定後、可能な限り早い段階で説明に伺つております。現在、所有者と協議を進めているところです。

学校敷地を取り巻く環境に変化があつた場合においても、設計事業者の再選定は考えておりませんが、現在の設計事業者とは、できるだけ柔軟に設計変更に対応できるよう検討してまいります。

今後も、同機構との連携を通じて本プロジェクトを推進していくとともに、同機構が文京区のためにアレンジした教員研修プログラムを活用し、教員が探究に重点を置いた学びをデザインし、工夫を凝らした指導の実践が可能となるよう取り組んでまいります。

〔豪一議員「議長、十一番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 十一番豪一議員。

○豪一議員 区長、教育長、丁寧な答弁をありがとうございました。

本プログラムの経緯及び進捗状況については、令和六年一月に、国際バカロレア機関総裁から、文京区とのパートナーシップ連携、教員研修、カンファレンスの実施等について、Offer Letterにより正式に提案がありました。その後、協議を重ね、令和七年三月に相互協力に関する覚書を締結し、七月にはシンポジウムを開催し、教員研修を開始いたしました。現在、当該研修での学びを生かした授業

が各校で展開されているところです。

区と国際バカロレア機関間の調整担当者が、国際バカロレア機関が注意喚起している非公式サービスを提供しているとの決算審査特別委員会での委員の発言につきましては、そのような事実はないということを同機構に確認いたしました。

当該の注意喚起は、特定の団体や個人を対象としたものではなく、幾つかの学校や教育委員会から情報が寄せられたことを受け、一般的な注意喚起として発信したものであることについても確認しております。

加えて、当該担当者は、同機構の政府パートナーシップアドバイザーであり、日本の公教育におけるIBプログラムや関連事業の導入と拡大を支援する役割を担つてることについて、同機構に確認しております。

○議長（市村やすとし） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたしました。

午後二時三十九分休憩

午後二時四十九分再開

○議長（市村やすとし） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔吉村美紀議員「議長、二番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二番吉村美紀議員。

〔吉村美紀議員登壇〕

○吉村美紀議員 自由民主党文京区議会の吉村美紀です。

令和七年十一月定例議会に当たり、会派を代表して質問させていただきます。

私は、一、女性活躍推進について、二、離婚後の共同親権制度施行に伴う文京区への影響について、三、認知症施策の推進について、四、介護サービスの事業者に対する支援について、五、文京区市民後見人と専門職との連携について、六、文京区におけるDXの更なる推進について、七、区内初となる屋内遊び場開設に向けた取組について、八、地域の子どもの更なる居場所の充実について、九、教育費負担を軽減する施策の策定について、以上九項目について質問させていただきます。区長、教育長の前向きな御答弁を期待しております。

まず初めに、女性活躍推進について質問させていただきました。

令和七年十月二十一日、内閣制度百四十年の歴史上、初の女性総理大臣が誕生いたしました。

政治分野における男女平等参画の状況として、日本では女性国議員比率が諸外国に比較して低く、女性国議員を増やす施策を各党が打ち立てているところではありますが、その道筋は険しいものとなつております。

二〇二五年のグローバル・ジェンダー・ギャップ報告書によると、日本の男女平等ランクイングは百四十八か国中百十八位であり、G7諸国の中では最下位となつております。この順位は、特に政治参加や経済の分野における男女格差の大きさが影響しているということです。このような情勢の中、我が国において女性総理大臣が誕生したということは画期的な出来事であり、我が国の女性活躍を推進させる契機となるものであると確信しております。

文京区における文京区男女平等参画推進計画は五か年計画となりますが、令和九年に改定となります。文京区男女平等参画推進計画の中には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定された女性活躍推進計画も含まれております。

令和四年度から令和八年度までの施行となつてている文京区男女平等参画推進計画及び女性活躍推進計画の現状及び令和九年度から令和十三年度までの期間で施行されることになる同計画の今後の展望について、区のお考えをお聞かせください。

国にとどまらず、自治体レベルでも、女性活躍の更なる推進を図つていていただきたいと思っておりますし、今後の取組に期待をしております。

続きまして、文京区における女性の管理職割合について質問させていただきます。

文京区では、令和七年四月一日現在、女性の管理職は十名、割合としては一一・八%であり、東京二十三区の中でも低い数字となつております。

管理職になるか否かということは本人の自由意思であるため、一概には言えませんが、女性も管理職を目指したくなるような環境整備は必要であると考えます。

働く環境整備という観点では、庁内におけるワーク・ライフ・バランスへの理解を深めることも重要です。

そこで、庁内におけるワーク・ライフ・バランスを意識した取組の現状及び今後の方針についてお聞かせください。

男性であっても女性であっても、能力に即した処遇を行うのは当然の前提ではありますが、仮に女性職員が今後の自分自身の方向性を考える際に何らかの不安を感じているような場合には、その不安の原因をしつかりと聞いて分析し、一緒になつて将来を考えていつてあげられるような職場環境であつてほしいと願つております。区のお考えをお聞かせください。

女性が活躍するためには、悩み苦しんでいる女性の支援を積極的に行つていくことも必要です。

文京区では、女性のほほえみ支援ネットワーク事業を実施しており、困ったこと・悩んでいることがある女性が、安心して自立した生活を送れるように、様々な関係機関と連携し、支援していくとしております。

さらに、文京区では、令和七年度より重層的支援体制整備事業も実施され、支援が必要な方の状況に応じて各分野の機関が連携し、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、孤立している人を取り残さない地域づくりを目指しております。

そこで質問なのですが、女性の方が、パートナーや御家族のこと等、複合的な問題があり、相談窓口を訪れた際には、どのような流れで重層的支援体制整備事業につながっていくのでしょうか。

また、今年度から本件事業を開始されますが、庁内にて連携を図り、部署をまたいで複合的に相談支援につながった実績はどのようなものでしようか。

異なる事業間ではありますが、庁内の更なる連携を期待しております。

続きまして、離婚後の共同親権制度施行に伴う文京区の対応について質問させていただきます。

民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）が令和八年四月一日に施行されます。この法律は、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定を見直すというものです。

どの項目も重要であると言えますが、共同親権制度の導入は特に注视すべき項目であると考えます。

離婚する父母は、共同親権を選択することができるようになりました、監護の分掌も選択することができるようになりました。

そして、改正民法七百六十六条一項にて、「父母が協議上の離婚をするときは」「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」との文言が明記され、かつ改正民法八百十八条一項にて、「親権は、成年に達しない子について、その子の利益のために行使しなければならない」という文言も明記され、親権を子の利益のために行使することが親権者の義務として規定もされました。

文京区においては、共同親権制度導入を含め、今回の民法改正について、区民がその内容を正確に理解し、子どもの最善の利益を考えていくことができるよう、区報への掲載、チラシの配布、冊子の作成等、広く周知啓発を行つていただきたいと思つておりますが、区のお考えをお聞かせください。

区では、「離婚後の子どもの養育についてのガイドブック」を作成していただいているところですが、このガイドブックは改正民法につ

いても触れられており、全体的にイラストもたくさん使用し、視覚的にも分かりやすく作成していただいているものと評価しております。改正民法施行後には、適時冊子を改訂して広く配布していただきたいと思つておりますが、区のお考えをお聞かせください。

共同親権制度導入に伴い、改正民法施行後には、家庭裁判所が、子ども自身やその親族の申立てに基づいて、又は子の利益のための必要性を踏まえて、親権者を単独親権から共同親権に変更する場合も生じます。そのような場合に、居住等している自治体である文京区に相談をしてくる当事者も多数いらっしゃると思われます。

文京区では、子どものための離婚前後の法律専門相談や、子どもの最善の利益を守る法律専門相談を開催していただいており、弁護士が相談対応をしているところですが、令和八年度には、重点施策の一環として、（仮称）子どもの権利擁護委員を設置するとともに、（仮称）子どもの権利擁護委員が相談対応する相談窓口も開設されることがあります。

例えば、子どもの権利擁護委員を設置している世田谷区では、学識経験者二名及び弁護士一名の計三名が子どもの権利擁護委員に就任しております。江戸川区では、学識経験者一名、弁護士三名、公認心理師一名の計五名が子どもの権利擁護委員に就任しております。

文京区としては、どのような人選で何名ぐらいを想定しているのか、区のお考えをお聞かせください。

相談窓口については、オンラインでの相談も可能としていただきました

いと思つております。
今後、改正民法施行に伴い、区への相談も多くなることが想定されることから、相談窓口が多いこと自体は良いことであると考えますが、文京区では、さきに述べた、子どものための離婚前後の法律専門相談

及び子どもの最善の利益を守る法律専門相談が既に存在しておりますので、区民がどの窓口を選択すればよいのか分からなくないうよう、それらの相談窓口のすみ分け等について、しっかりと広報していただければと思つております。

そして、相談内容に応じて、必要な場合には、相談窓口相互間の連携を図つていただきたいと思つておりますが、今後、区としてどのように取り組んでいかれるのか、区のお考えをお聞かせください。

続きまして、認知症施策の推進について質問させていただきます。

文京区における令和六年度末の住民登録人口は二十三万五千三百八十名、そのうち高齢者人口は四万三千八百二十四名、高齢化率は一八・六%となつており、今後も高齢者人口の増加が見込まれております。

高齢者になるほど認知症になる人の割合も高くなるとも言われていることから、認知症施策の重要性も増しています。

文京区では、認知症になつても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目ない支援の取組を推進しております。

そして、認知症の本人や家族の不安・孤独感に寄り添うため、普段から身近に通うことができる居場所づくりや、認知症サポーター等によるボランティア活動の取組を推進し地域における助け合い・支え合いの輪を広げていただいております。

それらの事業を積極的に実施することにより、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる文京区であり続けられるよう、より一層の努力をしていただきたいと思つております。

文京区では、第十期高齢者・介護保険事業計画に認知症施策推進計

画を包含して策定すると聞いております。第九期高齢者・介護保険事業計画は令和八年度までの三か年計画であり、第十期高齢者・介護保険事業計画は令和九年度より実施されます。

当該推進計画の効果及び今後の展望について、区のお考えをお聞かせください。

認知症当事者の介護者である家族のケアも、本人のケア同様に重要です。

文京区では、認知症家族交流会及び介護者教室等の開催をしていたのですが、認知症家族交流会は、令和六年度の参加人数は延べ五十三名、介護者教室の令和六年度の参加人数は延べ百五十九名となっています。この数字は、実際に存在する認知症当事者の家族数に比して少ないとと思われるため、家族をケアするための場をもつと作つていくべきなのではないと考えております。

認知症当事者の家族には、本人の症例によって異なるものの、日頃から本人のケアに追われ、本人から目を離すこともできず、介護の辛さ等を吐き出す時間や場所もないという方もいらっしゃるはずです。本人がいない場所で、家族が本音を口に出し、相談することのできるような環境をもつと増やしていくべきであると考えておりますが、認知症当事者の家族を対象とした事業の効果及び今後の展望について、区のお考えをお聞かせください。

続きまして、介護サービスの事業者に対する支援について質問させていただきます。

原油価格や物価が高騰している状況が継続している昨今、その影響は介護サービス事業者にも重くのし掛かっております。

介護サービスの基本報酬は、三か年ごとに、その時々の社会情勢や環境の変化に対応できるように見直しが行われているところですが、

令和六年度に改定が行われたため、次回の改定は令和九年度となります。

文京区においても、「文の京」ハートフルプラン高齢者・介護保険事業計画が令和六年度から令和八年度まで実施されているところであり、令和九年度より新たな事業計画が策定となるため、改定の際には、介護サービス事業者を取り巻く厳しい社会情勢が考慮されるのではないかと予測されます。

現在、国において介護報酬の臨時改定も検討されている状況もありますが、しかしながら、その間にも事業者の厳しい経営状況は継続しております。

区が物価高騰支援を始めとした各種事業者支援を継続していることを改めて評価しますが、更なる支援が必要であると考えております。支援の対象をきめ細かく見極め、介護基盤が安定的に運用されるように検討していただきたいと思っておりますが、区のお考えをお聞かせください。

続きまして、文京区市民後見人と専門職との連携について質問させていただきます。

文京区における成年後見制度利用支援事業については、文京区社会福祉協議会が中核機関として機能しておりますが、令和七年度より、新たな取組として、文京区市民後見人養成講座が実施しております。

市民後見人養成講座は、専門職後見人や親族等ではない地域住民が受講し、成年後見制度に関する必要な知識・技術、社会規範・倫理性を身に付けることを目的としております。

講座の受講後は、選考を経て市民後見人候補者名簿に登載され、家庭裁判所による選任を受けてから、成年後見人としての活動が始まることがあります。

超高齢社会において、成年後見制度の積極的活用は、本人の尊厳等を守るためにも重要ですし、成年後見制度等の知識を有する地域住民が増えることは、文京区としても良いことであると言えます。

しかしながら、成年後見人には非常に重い責任が課せられており、専門的な知見も必要であると言えることから、当該講座を受講したのみの区民が一人で成年後見人として業務を行うことは困難が予測されます。

そのため、文京区市民後見人が実務を担うような場合には、受任形態や活動支援において、専門職との連携協力を図るべきでないかと考えますが、区のお考えをお聞かせください。

続きまして、文京区におけるDXの更なる推進について質問させていただきます。

まず初めに、自治体DXの更なる推進についてですが、先日、総務区民委員会にて岡山県総社市に赴き、総社市におけるDX推進の取組について視察をしてまいりました。

その代表的な取組としては、住民が市のLINE公式アカウントからプラット型通知サービスの事前登録を行うと、市のデータベースに基本四情報が格納され、例えば、住民税非課税世帯向けの給付金について、該当者に申請フォームをLINE公式アカウントからプラット型通知することにより、該当者は当該通知をオンライン上で確認するだけで手続が完結するという「スマホ市役所」が挙げられます。その手続はとても簡便であり、市民の利便性向上に資する取組であると言えます。

文京区でも、子育て支援課が所管となる臨時交付金給付にて、LINEを活用した給付申請を行っているところですが、全庁的には、主としてLoGоЕフォームを活用した電子申請手続を推進しております。

総社市においても、やはり主としてLoGоЕフォームを活用しているところは同様ですが、LINEを活用した電子申請も広く活用しているという点で、文京区とは異なります。

文京区にもLINE公式アカウントは存在しており、各種行政サービスが検索できる仕組みになっておりますが、その画面から各種手続を電子申請することはできません。

文京区でも、総社市のスマホ市役所のようなシステムを導入していただきたいのですが、区のお考えをお聞かせください。

続きまして、生成AIの利活用について質問させていただきます。

令和七年四月一日より、文京区では新たな生成AIサービスを導入しているところですが、今回の導入が区における生成AIの利活用にどのように生かされていくのか、区のお考えをお聞かせください。

生成AIの利活用は、区民向けの行政サービスだけにとどまらず、職員の作業効率を向上させるような利活用も実践できます。文京区では、令和六年度より府内にて生成AIを活用しておりますが、今後も研究を続け、区民、そして窓口の利便性向上のためにも、積極的に生成AIを活用していくことを思っています。

続きまして、自治体窓口DXの推進について質問させていただきます。

令和五年十一月本会議一般質問にて、自治体窓口DXの導入について質問させていただきました。文京区では、おくやみコーナーにて自治体窓口DXを導入しておりますが、他の窓口業務にも幅広く自治体窓口DXを導入していただきたいと思っております。

当時の御答弁では、「自治体窓口DXについて、実証実験の実施や他自治体の取組等を参考にしながら検討を行っております」とのことでしたが、検討状況について、区のお考えをお聞かせください。

続きまして、電子申請フォーマットの代理人欄作成について質問させていただきます。

令和六年十一月の本会議一般質問にて、L.O.G.O.フォームを活用した電子申請手続における代理人欄作成について質問させていただきましたが、その後、所管課によつては実装していただいており、ありがとうございます。

不正な代理人申請が問題となり得るため、代理人申請の場合は窓口や郵送のみで対応している電子申請手続もいまだあるようですが、行政書士等の専門家が業として申請する場合には、資格登録番号や資格証等をフォーマットに格納する等、工夫をしていただければと思います。

L.O.G.O.フォームのシステム上、そのような運用が可能であるということを各所管課にいま一度周知していただき、また、電子申請システムを所管する情報政策課においては、職員の伴走型支援もしていただきたいと思っておりますが、区のお考えをお聞かせください。

今後もL.O.G.O.フォームだけでなく、新たな電子申請システムを導入する際には、専門職その他、申請内容に合わせて代理人申請ができる作りにしていただければと思つております。今後も自治体DXの更なる推進に期待をしております。

続きまして、区内初となる屋内遊び場開設に向けた取組について質問させていただきます。

建物の老朽化に伴い、湯島総合センターを建て替える際に、導入機能の一つとして屋内遊び場を整備することとなつておりますが、屋内遊び場は天候を気にせず遊べる空間であり、全国的にもその需要は増していることから、区内初の屋内遊び場の整備がなされることを評価しております。

この屋内遊び場については、一、体を使った遊びの楽しさを体験できる場、二、教育のまちとして考える力を育む場、三、安全・安心に遊べる場、四、自然を感じられる場という四点のコンセプトを実現するため求められる基本的な機能を備えるものとなつております。特に四の自然を感じられる場という観点では、木の温もりが感じられる遊具やおもちゃ、内装が取り入れられることとなつております。

私は、令和四年九月本会議一般質問にて、今後は子ども関連施設にまで木のおもちゃの導入拠点を広げていただきたい旨、質問させていたいたこともあります。今回の屋内遊び場にも木育の視点が取り入れられるふれをうれしく思つております。

昨年度、会派にて、はこだてキッズプラザ及びはこだてみらい館の視察を行つてまいりました。屋内遊び場であるはこだてキッズプラザでは、子どもおよびその保護者に対して遊びを通じて交流する場、子育てを支援する場を提供するというコンセプトも有しております。文京区でもそのような場の提供という意味合いも有することになると思われ、その機能に期待しております。

また、はこだてみらい館では、先端技術を使ったここにしかないコンテンツを体験をコンセプトとされており、館内では先端技術に触れる機会がたくさん創出されておりました。

文京区の屋内遊び場についても、デジタル技術の活用等により、多様な遊びができる空間を基本的な機能として掲げており、小さい頃からデジタル技術に触れながら遊ぶ環境の整備は、子どもの養育環境としても適していると考えるため、その効果に期待をしております。

今回の屋内遊び場の整備については、先ほど述べたように区内初ということもあり、文京区においても、区民の意見をしっかりと反映させた事業計画を策定するべきであると考えますが、具体的にはどのよ

うなプロセスを経て区は検討を進めてきたのか、また、今後の展望についてお聞かせください。

この屋内遊び場の開設が、文京区にとってかけがえのない場となるものと期待しております。

続きまして、地域の子どもの更なる居場所の充実について質問させていただきます。

現在、子ども家庭支援センターの相談回数は、直近五年間で三万五千件から四万件で推移し、高止まりの状況となっております。

また、今年度から開設した文京区の児童相談所の一時保護児童数も、四月の開所から九月までの半年間で九十五名を受け入れ、十名の定員を超える日も少なくないと聞いております。

児童虐待の未然防止や、孤立する子育て家庭を早期に発見するため、これまで、区によるきめ細かな対策を様々展開しておりますが、区のみならず、地域資源を活用した居場所の更なる充実や、地域の団体との連携がより重要になつてきていると感じています。

国においても、こども家庭庁主導により、支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みを作るため、地域団体との支援体制の強化や見守り体制の強化に向けた、様々な補助事業にも力を入れているところです。

文京区においても、支援が必要な子どもの早期発見等に向け、地域人材や地域団体を活用した、更なる子どもの居場所の充実を図るべきだと考えますが、区のお考えをお聞かせください。

続きまして、教育費負担を軽減する施策の策定について質問させていただきます。

先ほど述べさせていただきましたが、昨今、原油価格や物価が高騰している状況が継続しており、区民の皆様の生活にも、それらの影響

が重くのし掛かっており、私も自身、日頃より子育て世帯の方々とお会いした際、今の暮らしや未来への不安を口にされる方もいらっしゃいます。「子育てや教育にお金が掛かる」という声も耳にいたします。

今の暮らしや未来への不安を希望に変えるためにも、文京区において、今までより以上に、子育て世帯への支援、特に教育に係る費用等の支援を実施していくべきであると考えますが、区のお考えをお聞かせください。

以上にて私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○議長（成澤廣修） 吉村議員の御質問にお答えします。

最初に、女性の活躍推進に関する御質問にお答えします。

まず、男女平等参画推進計画等についてのお尋ねですが、男女平等参画推進会議において、男女平等参画推進計画における重点項目の進捗の確認及び取組の評価を実施しており、男女平等センターでの各種啓発事業等は、高い評価を頂いております。

また、女性活躍推進計画における男性の家庭生活参画支援事業や女性の就労・再就労支援事業といった女性活躍に資する事業等についても、おおむね高い評価を頂いているところです。

委員会・審議会等への男女平等参画の推進等、数値目標を達成していない項目については、徐々に改善傾向にあり、ジェンダー平等及び男女平等参画の意識が浸透してきているものと考えておりますが、推進会議からもより一層の取組を求められており、各所管部署において

は更なる改善への努力が必要と考えております。

次期計画については、国の第六次男女共同参画基本計画の内容も注视しつつ、本年度実施した区民調査の結果や重点項目の評価内容を反映してまいります。

加えて、固定的性別役割意識の解消や新たな法制度改正等の内容を盛り込むことで、変動する社会状況に合わせた計画となるよう改定を行つてまいります。

次に、職員のワーク・ライフ・バランス等についてのお尋ねですが、本区では、本年十月一日施行の部分休業や子育て部分休暇の制度拡充など、ワーク・ライフ・バランス推進のための取組を積極的に行つております。

また、働き方改革の観点から、時差勤務制度の拡充やテレワーク活用のためのガイドライン整備、勤務間インターバルの導入など、多様で柔軟な働き方の実現にも取り組んでおります。

加えて、所属長との定期的なヒアリングを通した職員一人一人の個別事情の把握や女性職員を対象としたキャリア研修の実施など、将来に向けて安心して働き続けることができる職場環境づくりに努めているところです。

これらの取組を着実に実施することで、性別にかかわらず、全ての職員が能力を最大限に発揮できる環境の整備を進めてまいります。

次に、複合的な課題を抱える女性への支援等についてのお尋ねですが、区では、本年度から、重層的支援体制整備事業においてBUNK YOつながる相談窓口を設置し、複合的な課題を抱える方の相談支援を開始しております。

相談を受けた後、多機関協働事業として、様々な専門職と関係機関による支援会議を適宜開催することで、分野横断的に連携し、支援に

つなげております。

本年十月末時点では、女性のほほえみ支援ネットワーク事業からの相談事例はございませんが、女性相談支援員が関わる事例は二件あり、支援会議を三回開催しました。

今後も、多機関が協働して情報を共有するとともに、支援ネットワークを構築してまいります。

次に、共同親権制度等に関する御質問にお答えします。

まず、区民への周知についてのお尋ねですが、共同親権については、離婚前後に父母が子どもに向き合い、気持ちに寄り添いながら、子どもの将来と最善の利益を考えていくことが重要であり、来年四月の法施行に向けて、区民への広報活動の取組を広げていく必要があると考えております。

引き続き、離婚に不安や悩みを抱える父母や子どもの相談窓口の充実を図るとともに、区ホームページ等を通じて、分かりやすい周知に努めてまいります。

また、現在、離婚手続の際に配付しているガイドブックについては、必要に応じて法律相談でも配付するとともに、法施行後も分かりやすくまとめたチラシを作成するなど、効果的に活用できるよう工夫してまいります。

次に、こどもの権利擁護委員についてのお尋ねですが、現在検討を進めている（仮称）文京こどもの権利に関する条例の素案においては、権利擁護委員は三人以内とし、人格が高潔で社会的信望があり、こどもの権利に関する優れた識見を有する者に委嘱するとしております。

今後、先行自治体の事例等も踏まえ、権利擁護委員の運営体制について検討してまいります。

また、本年実施した意識調査では、相談しやすい方法としてチャット

トを選んだ方が多かったため、オンラインによる相談についても検討を進めてまいります。

次に、相談窓口の連携等についてのお尋ねですが、新たに設置する子どもの権利擁護委員による相談は、子どもの権利の侵害からの適切かつ速やかな救済を幅広く図ることを目的としております。

また、子どものための離婚前後の法律専門相談等は、子どもの最善の利益を守るため、養育費や親子交流等について相談を受けるものであります。

今後、権利擁護委員による相談を開始する際には、分かりやすくそれぞれの役割を周知してまいります。

なお、相談者や相談内容などの状況に応じて、適切な相談先や支援機関につなげられるよう、相談窓口での連携を図ってまいります。

次に、認知症施策の推進に関する御質問にお答えします。

まず、認知症施策推進計画等についてのお尋ねですが、本計画は、現在実施している高齢者等実態調査の結果や、認知症本人交流会等で集めた当事者や家族の声を反映させ、区の実情に即した内容とする予定であり、区民ニーズのほか、当事者等の声を起点とした施策の展開など、今後の認知症施策を総合的、体系的に推進するための指針となるものと考えております。

今後とも、認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持つて暮らすことができるよう、国が掲げる「新しい認知症観」の周知啓発を始め、各種事業を充実させることで、認知症の方に寄り添い、共に歩むことのできるまちの実現を目指してまいります。

次に、認知症当事者の家族を対象とした事業等についてのお尋ねですが、区では、認知症家族交流会や介護者教室を開催しておりますが、家族を対象とした事業の参加者数が少ないことは課題であると捉えて

おり、心理的な障壁や参加時間の確保が困難なことなどの様々な要因があるものと考えております。

一方で、参加者や高齢者あんしん相談センターからは前向きな評価を得ており、介護者同士の交流や情報交換の機会になっているものと認識しております。

今後は、更に多くの方が安心して参加できる事業となるよう、参加しやすい環境の整備や内容の充実、周知の強化などに取り組み、地域資源との連携も強化しながら、安心できる地域の居場所づくりを充実させてまいります。

次に、介護サービスの事業者支援についての御質問にお答えします。区では、これまで、物価高騰対策として、光熱費や食費に関する支援により、経営の安定化を促進し、利用者負担の増加の抑制に努めてまいりました。

現在、第十期の介護報酬改定が検討されており、この間の賃上げ・物価高騰を適切に反映した水準に改定されるものと想定しておりますが、経営の安定化が図られるまでの間について、引き続き適切な支援を検討してまいります。

次に、市民後見人についての御質問にお答えします。

本区では、成年後見制度の利用促進を図るため、社会福祉協議会に委託して中核機関を設置しており、本年度からは、地域で本人に寄り添い活動する担い手を育成する市民後見人養成講座を実施しております。

今後、市民後見人が活動する際には、状況に応じて、市民後見人と専門職が複数で受任する形や、後見監督人を専門職が担うなど、様々な受任形態を想定しております。

必要に応じて市民後見人と専門職の連携を図ることで、適切な後見

支援につなげてまいります。

さらに、フォローアップ研修や連絡会等を通じて、専門職と連携しながらチームによる支援を行うことで、市民後見人が助言を受けながら適切に活動できる環境づくりを進めてまいります。

次に、本区におけるDXの更なる推進に関する御質問にお答えします。

まず、スマートフォンを活用した行政サービスについてのお尋ねですが、本区の電子申請は、スマートフォンでも申請が可能なL.O.G.O.フォームを主に活用しております。

また、LINEを利用した電子申請は、これまで、子ども応援臨時支援金など、一部の申請手続で活用し、申請者から一定の評価を頂いているところです。

区としても、スマートフォンを活用した行政サービスの更なる拡充は必要なものと認識しており、他自治体の事例も参考にしながら、今後とも、区民サービスの向上に直結するDX化の推進に一層取り組んでまいります。

次に、生成AIの利活用についてのお尋ねですが、本区では、行政事務の効率化を図るため、昨年度から生成AIの本格的な導入と活用を進めているところです。

本年度は、生成AIに庁内のデータを登録できる新たなサービスを導入し、登録したデータを安全に参照できる環境を整えました。

この機能の導入により、本区の状況に応じた文章が生成されるだけでなく、複数のマニュアルや要綱等から必要な情報を迅速に検索することが可能となりました。

そのため、より実務につながる精度の高い生成が可能となつたことから、利便性が向上しているものと認識しております。

引き続き、生成AIを職員の業務効率化のためのツールとして一層活用するとともに、その活用方法について研究を深めてまいります。

次に、自治体窓口DXについてのお尋ねですが、現在、本区では、主に転入に関連する手続について「書かない」「待たない」「迷わない」の三つの課題解決に向けて、窓口DXシステムの導入を検討しております。

具体的には、区民目線で課題を解決するための窓口体験調査や、職員に対するシステムのデモンストレーションを実施したほか、窓口DX検討部会を立ち上げ、来年度の導入を目指し、組織横断的に検討を進めているところです。

今後とも、他自治体の事例も参考にしながら、区民にとって、より便利で分かりやすい窓口サービスを実現できるよう、窓口DXシステムの対象を拡充してまいります。

次に、電子申請フォーマットについてのお尋ねですが、行政書士等がなりわいとして電子申請を行う際の代理人欄の設置については、都における同様の事例を参考に、電子申請時の必要な項目を整理した上で、規定の整備を進めているところです。

整備後は、情報政策課において、電子申請システムを利用する部署を対象に実施している操作説明会や個別相談時に、代理人欄の運用が可能である旨を周知するほか、必要に応じて技術的な伴走支援を行つてまいります。

次に、湯島総合センターにおける屋内遊び場の整備についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、区民の意見を丁寧に聞きながら検討を進めるることは重要であり、地域の意見交換会における意見や、昨年度実施したアンケート調査等を基にコンセプトを整理し、本年度、地域で御意

見を伺つてまいりました。

具体的には、湯島総合センター近隣の児童館や子育てフェステイバルでのパネル展示型説明会において、ヒアリングやアンケート調査等を実施し、多様な御意見を頂き、屋内遊び場のコンセプト及び基本的な機能の素案を取りまとめたところです。

今後は、本素案について、地域の意見交換会等で御意見を伺い、策定に向け、取り組んでまいります。

また、コンセプト及び基本的な機能は、来年度以降の事業者公募や施設整備において活用し、子どもたちが楽しく、安全・安心に過ごすことができる遊び場づくりに取り組んでまいります。

最後に、子どもの居場所の充実についての御質問にお答えします。支援が必要な子どもを早期に発見し、切れ目なく支援につなげていくためには、区による相談支援やアウトリーチ等の取組に加え、地域資源を活用した居場所の更なる充実が必要であると認識しております。

こうした認識の下、令和八年度重点施策として、地域団体等と連携し、子どもが安心して過ごせる居場所機能と学習・生活面の支援機能を併せ持つ子どもみらいサポート拠点を整備してまいります。

この拠点を通じて、区内全体で子どもを見守り、支援が必要な子どもの状況をこれまで以上に早期に把握するとともに、児童相談所や子ども家庭支援センター等の専門機関へ確実につなげていく体制の構築に努めてまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

教育に係る費用の支援についてのお尋ねですが、昨今の物価高騰により、各家庭における教育に係る費用の負担軽減は一層重要になつていると認識しております。

本区としても、限られた財源の中で最大限の効果が得られる支援策を検討してまいります。

〔吉村美紀議員「議長、二番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二番吉村美紀議員。

○吉村美紀議員 自席からの発言をお許しください。

区長、教育長、前向きな御答弁ありがとうございます。本日質問させていただきました各項目につきましては、同僚議員とともに、今後、委員会にて議論を深めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第二から第六までの五件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第二 議案第五十二号 文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例

追加日程第三 議案第五十三号 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第四 議案第五十四号 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第五 議案第五十五号 職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例

追加日程第六 議案第五十六号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

○議長（佐藤正子副区長） 「議長、副区長」と発言を求む。」

○議長（市村やすとし） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第五十二号から第五十六号までの五議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第五十二号、文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例及び議案第五十三号、文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例は、いずれも給料月額及び期末手当に係る支給月数を改定するほか、旅費に係る規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日等でございます。

議案第五十四号は、文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。本案は、議員報酬月額及び費用弁償に係る規定を整備するため、提案するものでございます。施行期日は、公布の日等でございます。

議案第五十五号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

でございます。

本案は、特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の給与を改定するため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日等でございます。

議案第五十六号は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を改定するほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日等でございます。

○議長（市村やすとし） 以上をもつて提案理由の説明は終わりました。

なお、議案第五十五号及び第五十六号の二件につきましては、地方公務員法第五条第二項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取し、異議ない旨の回答を得ております。

お諮りいたします。

議案第五十二号から第五十六号までの五件は、総務区民委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議案第五十二号から第五十六号までの五件は、総務区民委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第七を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第七 議案第五十七号 幼稚園教育職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第五十七号につ

きまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第五十七号は、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の給与を改定するほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日等でございます。

以上御説明申し上げました議案につきまして、よろしく御審議の上、

原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） 以上をもつて提案理由の説明は終わりました。

た。

なお、議案第五十七号につきましては、地方公務員法第五条第二項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取し、異議ない旨の回答を得ております。

お諮りいたします。

議案第五十七号は、文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議案第五十七号は、文教委員会に付託することに決しました。

ここで、本日の会議時間についてお諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長したいと思します。これに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

この際、委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

総務区民委員会及び文教委員会の委員の方々は、順次、第一委員会室に御参集ください。

午後三時三十八分休憩

午後五時四十分再開

○議長（市村やすとし） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

この際、総務区民委員会から議案第五十二号から第五十六号までの五議案について、文教委員会から議案第五十七号について、それぞれ議案審査報告書が提出されましたので、本日の日程に追加いたします。

まず、議案第五十二号、文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例、議案第五十三号、文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例、議案第五十四号、文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第五十五号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第五十六号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例の五議案を一括して議題といたします。

本案に関し、総務区民委員会委員長の報告を求めます。

〔総務区民委員会委員長「議長、二十三番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 総務区民委員会委員長白石英行議員。

〔総務区民委員会委員長白石英行議員登壇〕

○総務区民委員会委員長（白石英行） ただいま議題となりました議案第五十二号から第五十六号の五議案につきまして、総務区民委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は先刻開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第五十二号、文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例及び議案第五十三号、文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例は、いずれも給料月額及び期末手当に係る支給月数を改定するほか、旅費に係る規定を整備するものです。

次に、議案第五十四号は、文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、議員報酬月額及び期末手当に係る支給月数を改定するほか、費用弁償に係る規定を整備するものです。

次に、議案第五十五号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の給与を改定するものです。

最後に、議案第五十六号は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を改定するほか、規定を整備するものです。

なお、議案第五十五号及び第五十六号につきましては、地方公務員法第五条第二項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取し、異議ない旨の意見を得て、本委員会に付託されたものです。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第五十二号から第五十六号までの五議案につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しかしながら、この決定に際し、日本共産党委員及び区民が主役の会委員より、議案第五十二号から第五十四号について、反対する旨の意見が開陳されました。

以上をもちまして、総務区民委員会の報告を終わります。

○議長（市村やすとし） 以上をもつて総務区民委員会委員長の報告は終わりました。

議案第五十二号から第五十六号までの五議案について、それぞれ起立により採決いたします。

なお、この五議案に対する総務区民委員会審査報告は、原案可決であります。

なお、三十三番関川けさ子議員につきましては、本日の会議における採決は、挙手をもつて起立とみなすことといたします。

お諮りいたします。

議案第五十二号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第五十二号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第五十三号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第五十

三号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第五十四号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第五十四号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第五十五号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第五十五号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第五十六号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第五十六号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、議案第五十七号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、文教委員会委員長の報告を求めます。

〔文教委員会委員長「議長、二十六番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 文教委員会委員長上田ゆきこ議員。

〔文教委員会委員長上田ゆきこ議員登壇〕

○文教委員会委員長（上田ゆきこ） ただいま議題となりました議案第五十七号につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は先刻開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第五十七号は、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例です。

本案は、特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の給与を改定するほか、規定を整備するものです。

なお、議案第五十七号につきましては、地方公務員法第五条第二項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取し、異議ない旨の意見を得て、本委員会に付託されたものです。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第五十七号につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上をもちまして、文教委員会の報告を終わります。

○議長（市村やすとし） 御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 以上をもつて文教委員会委員長の報告は終わりました。

○議長（市村やすとし） 議案第五十七号につきましては、起立により採決いたします。

なお、この議案に対する文教委員会審査報告は、原案可決であります。

お詫びいたします。

議案第五十七号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第五十七号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、追って御通知申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十九分散会